

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例(地方税)(法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	保険業法(平成7年法律第105号)第2条第3項に規定する生命保険会社及び同条第8項に規定する外国生命保険会社等(以下「生命保険会社等」という。)に対する事業税の課税標準の算定に当たり、生命保険会社等が(独)福祉医療機構と締結する心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約に基づく収入保険料について、課税対象となる収入保険料から控除するもの。[地方税法附則§9⑨]
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部企画課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設
6	適用期間	当分の間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の扶養者が加入者となり、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して給付金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、扶養者が心身障害者の将来に対して抱く不安の軽減を図るものであり、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。</p> <p>これについて、(独)福祉医療機構においては、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業(以下「心身障害者扶養保険事業」という)を行うことで、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図っている。</p>
	② 政策体系における政策目的	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第3条第1項</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p>

		の位置付け	<p>施策大目標1</p> <p>必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p> <p>1-1</p> <p>障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>													
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>心身障害者扶養保険事業において、心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を(独)福祉医療機構との間で締結する生命保険会社等(以下「契約締結生命保険会社等」という。)の数について、現状の水準(10社)を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>契約締結生命保険会社等の数</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>契約締結生命保険会社等を確保することを通じ、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図る。</p>													
		① 適用数等	<p><生命保険契約の被保険者数及び保険料収入(総額)の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者数(年度末)</td> <td>54,807</td> <td>52,708</td> <td>50,675</td> <td>48,767</td> </tr> <tr> <td>保険料収入(千円)</td> <td>5,430,910</td> <td>5,224,816</td> <td>4,217,169</td> <td>※4,058,385</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 保険料収入は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」参照。</p> <p>※ 平成26年度の保険料収入は、25年度収入を元にした推計値。</p> <p>※ 心身障害者扶養共済制度は、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して給付金を支給するものであり、加入者は減少傾向にあるものの、年金支給人員数は年々増加している。</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	被保険者数(年度末)	54,807	52,708	50,675	48,767	保険料収入(千円)	5,430,910	5,224,816
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度												
被保険者数(年度末)	54,807	52,708	50,675	48,767												
保険料収入(千円)	5,430,910	5,224,816	4,217,169	※4,058,385												
② 減収額	<p><減収額の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(千円)</td> <td>38,016</td> <td>36,573</td> <td>29,520</td> <td>28,408</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額は、保険料収入金額×保険業の標準税率(0.7%)で算出</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	減収額(千円)	38,016	36,573	29,520	28,408					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度												
減収額(千円)	38,016	36,573	29,520	28,408												
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度)</p> <p>心身障害者扶養共済制度の年金支給人員数は、平成22年度の49,467人から平成26年度には54,150人、年金支給総額は、平成22年度の119.5億円から平成26年度には130.2億円へとそれぞれ増加しており、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与していると評価できる。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>生命保険契約の被保険者数は、平成23年度の54,807人から平成26年度には48,767人、生命保険契約の保険料収入(総額)は、平成23年度の54.3億円から平成25年度には40.5億円へとそれぞれ減少しているものの、契約締結生命保険会社等の数は、平成23年度以降、10社を維持している状況にあり、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営に寄与しているものと考えられる。</p>															

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>平成23年度において推計で38,016千円、平成26年度において推計で28,408千円の税込減が生じているものの、心身障害者扶養共済制度を安定的に運営し、心身障害者に対する給付金を安定的に支給することを通じ、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与しており、税込減は是認されるものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図るため、契約締結生命保険会社等を確保する必要があり、これを実現する手段として、適確かつ必要最小限である。</p> <p>また、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図る観点から、心身障害者扶養共済制度の掛金はある程度低額に抑える必要があり、掛金をもとに保険料が支払われる生命保険契約において、生命保険会社等の負担の軽減を図るため、収入保険料に関する課税標準の特例が有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・国と地方公共団体による公費の投入</p> <p>国と地方公共団体による公費の投入は、心身障害者に対して給付金を支給する基金の積立金不足を補填するためのものであり、その役割は明確に異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>心身障害者扶養共済制度は、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。</p>
10	有識者の見解		<p>「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」(平成19年9月25日)</p> <p>今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当であり、現在ある積立不足に対応する措置を講ずるだけでなく、新たな積立不足を発生させないための措置を講ずるべきである。</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>収入保険料に関する課税標準の特例を継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—